

# 法人番号のお届けについて

当行は、2018年1月1日以降、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に基づき、下記の取引の際にお客さまに「個人番号」(マイナンバー)または「法人番号」のお届出にご協力をお願いしております。

取引	
預金	<ul><li>口座開設</li><li>定期預金の設定・更新</li><li>お客さまのお届出情報(氏名・住所等)の変更</li></ul>
海外送金	<ul><li>海外向けの仕向送金</li><li>海外からの被仕向送金</li></ul>

# 法人番号のお届出に必要な確認書類

#### 法人番号指定通知書

(発行から6ヶ月以内)

発行から6ヵ月以内のものであれば、法人確認書類は不要です。



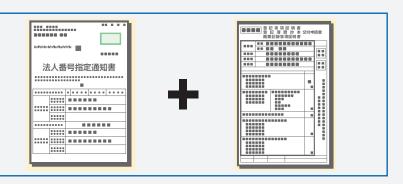
#### または

### 法人番号指定通知書

(発行から6ヶ月超)

法人確認書類(登記事項証明書\*、印鑑証明書\*等)と共にお届けください。

\*発行から6ヶ月以内



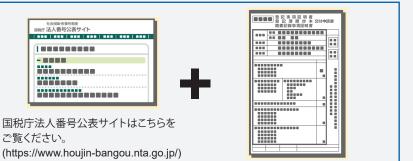
#### または

## 国税庁法人番号公表サイトの印刷画面

(印刷から6ヶ月以内)

法人確認書類(登記事項証明書\*、印鑑証明書\*等)と共にお届けください。

\*発行から6ヶ月以内



## お届出方法

法人番号のお届出方法は、以下のとおりです。